

事 務 連 絡

平成30年1月19日

各受入研究機関

特別研究員事業担当課等の長 殿

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部研究者養成課

平成30年4月1日付け施行 各制限の緩和について

平素より、特別研究員事業についてご尽力いただき、誠にありがとうございます。

特別研究員については、これまで研究専念義務のもと、報酬受給の制限、海外渡航期間上限の制限、インターンシップ参加の制限がありましたが、特別研究員採用者からの要望等を踏まえ、平成30年4月1日付けで、別紙1～3のとおり各制限を一部緩和することとしましたので、緩和の趣旨に鑑み、遺漏の無いよう願います。

なお、研究専念義務を緩和するものではありませんので、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないか、という疑念を持たれないよう注意してください。

【本件問い合わせ先】

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部研究者養成課

研究者養成第3係

TEL: 03-3263-4998

FAX: 03-3222-1986

MAIL: yousei3@jsps.go.jp

旧（変更前）	新（変更後）	備考（制限緩和の趣旨等）
<p>(略)</p> <p>3. 特別研究員の義務 特別研究員は以下に掲げる2つの義務を有します。 (1) 研究専念義務 特別研究員は、出産・育児に係る採用の中断及び病気を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。 このため、特別研究員としての研究以外の業務を行うことは特別研究員としての研究遂行に支障をきたすおそれがあるので、採用期間中、特別研究員としての研究以外の業務に対する報酬を受給することは、原則禁止していますが、以下に挙げる職については、原則として週当たり総時間数5時間までの業務に対する報酬の受給を例外的に認めています。</p> <p><u>①我が国の大学等高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校※1）※2における非常勤講師</u> ※1：高等学校・専門学校は不可。 ※2：受入研究機関以外で行うことも可。 <u>②受入研究機関における職（①を除く）※3</u> ※3：将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会として学生を対象に設置された職（ティーチング・アシスタント(TA)、チューター等）や研究遂行上の理由により、業務を行うことが必要となる職（医師、歯科医師、獣医師、初等中等教育機関の非常勤講師、スクールカウンセラー等）。受入研究機関以外で行うことは不可。</p> <p>※いずれの場合も特別研究員としての研究遂行に支障のない範囲が条件であり、必ず受入研究者の了解が必要です。</p> <p>この点に関しては、本会への届出は必要とされていません。(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3. 特別研究員の義務 特別研究員は以下に掲げる2つの義務を有します。 (1) 研究専念義務 特別研究員は、出産・育児に係る採用の中断及び病気を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければなりません。 (略) また、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じるおそれがあるので、採用期間中、報酬を受給することは、原則禁止しています。但し、次の①～⑤の事項を全て満たす場合に限り、報酬の受給を例外的に認めています。</p> <p><u>①特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと</u> <u>②特別研究員の研究課題の研究遂行に資する職であること</u> <u>③将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会となる職※1であること</u> <u>④常勤職及びそれに準ずる職※1ではないこと</u> <u>⑤従事する前に受入研究者に「特別研究員報酬受給届く様式16」※2を届け出、受入研究者が①～④に該当すると認めていること</u></p> <p>※1：報酬の有無にかかわらず、営利企業の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。その他、具体例については「Ⅷ よくある質問」設問5～7を参照してください。 ※2：毎年の研究報告書を提出する際に、「特別研究員報酬受給届く様式16」の写しを本会へ提出してください。 ※：勤務場所及び勤務時間数等について一律の制限は課していませんが、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないかと、という疑念を持たれないよう注意してください。 ※：報酬を受給するにあたって、雇用関係は要件としていません（講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託でも可）。</p> <p>(略)</p>	<p>特別研究員採用者からの声等を踏まえ、これまでの一律の制限では報酬受給不可となっていた業務であっても、場合によっては、将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会となるものや※1、研究遂行上の理由により業務を行う場合に、報酬受給が必要となるもの※2もあるため、一律の制限を廃止し、特別研究員に対する指導義務を負っている受入研究者の了解を得た場合には、報酬受給を認めることとしました。（例：講演料を受入研究機関以外から受給することも可。）</p> <p>※1：研究に関連する翻訳業務など、時間数による制限（週5時間まで）が馴染まない業務に対し、これまでの一律の制限では対応することができない事案が発生していた。 ※2：地方自治体等において、研究に関連する業務を行う上で、労災保険の適用ができない等の理由により、無報酬での業務参加が断られるケースがあり、史料調査や臨床などの貴重な機会を逸してしまう事案が発生していた。</p> <p>これまで非常勤講師の場合にのみ認めていた、受入研究機関以外の職としての報酬受給について、①～⑤の事項を全て満たす場合には、可とします。また、週当たり総時間数5時間までとしていた勤務時間数の制限については廃止となります。但し、引き続き起業等は不可であることや、④常勤職及びそれに準ずる職に就くことはできないこと、特別研究員-DCは、所属大学における学生としてのルール（TA・RA等の勤務時間数上限など）に十分留意してください。</p>

<参考>

○「よくある質問」設問5～7

(https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_shitsumon.html)

設問5 研究専念義務に係り、報酬の受給が例外的に認められる要件のうち、「③将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会となる職であること」が指す職とは具体的にどのようなものか。

答 初等中等高等教育機関の非常勤講師、TA、RA、医師、スクールカウンセラー等を指します。塾講師、家庭教師、予備校講師等は該当しませんので留意ください。

設問6 研究専念義務に係り、報酬の受給が例外的に認められる要件のうち、「④常勤職及びそれに準ずる職ではないこと」が指す職とは具体的にどのようなものか。

答 国内外を問わず、雇用保険※1や社会保険※2等に加入するような職を想定しています。また、一つ一つの職が常勤職及びそれに準ずる職ではなくても、いくつかの職を掛け持ちすることで実質的に特別研究員の研究課題の遂行に支障が出ているのではないかとこの疑念を持たれないよう、注意してください。

※1：加入要件は、①1週間の所定労働時間が20時間以上であること、②31日以上雇用見込みがあることです。

※2：加入要件は、①週の所定労働時間が20時間以上あること、②雇用期間が1年以上見込まれること、③賃金の月額が8.8万円以上であること、④学生でないこと、⑤常時501人以上の企業(特定適用事業所)に勤めていることです。(詳細は厚生労働省のHPを確認してください)

設問7 講演料、原稿料、翻訳料、監修料は受け取れるか。

答 「3. 特別研究員の義務」にある①～⑤の事項を満たしていれば、受給することは問題ありません。

○特別研究員報酬受給届<様式16>

※従事する前に受入研究者へ届け出てください。

※本会へは、様式9-1を提出する際に、併せて本紙の写しを提出してください。

<様式16>

採用年度	平成	年度	
資格	SFD PD RFD DC2 DC1		
領域			
受付番号			

特別研究員報酬受給届

特別研究員は、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければならず、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じるおそれがあるので、採用期間中、報酬を受給することは、原則禁止されています。ただし、次の①～⑤の事項を全て満たす場合に限り、報酬の受給を例外的に認めます。

①特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
 ②特別研究員の研究課題の研究遂行に資する職であること
 ③将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会となる職^{※1}であること。
 ④常勤職及びそれに準ずる職^{※2}ではないこと
 ⑤従事する前に受入研究者に「特別研究員報酬受給届<様式16>^{※3}」を届け出、受入研究者が①～④に該当すると認めていること。

※1：報酬の有無にかかわらず、営利企業の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。その他、具体例については「Ⅷ よくある質問」設問5～7を参照してください。
 ※2：毎年の研究報告書を提出する際に、「特別研究員報酬受給届<様式16>」の写しを本会へ提出してください。
 ※3：勤務場所及び勤務時間数等について一律の制限は課していませんが、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないかと、この疑念を持たれないよう注意してください。
 ※4：報酬を受給するにあたって、雇用関係は要件としていません(講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託でも可)。

この職は①②③④に該当するものであり、研究専念義務に反するものではありません。

平成 年 月 日

特別研究員登録名: _____

<職務内容について>

1. 雇用関係の有無: 有 無

2. 雇用関係「有」の場合

勤務先名	
雇用期間	平成 年 月 日～ 年 月 日(更新: 有 無)
週労働時間数	週 時間
勤務曜日	曜日
勤務時間(休憩時間)	: ~ : (休憩時間 : ~ :)
職名、業務内容	職名: 業務内容:

3. 雇用関係「無」の場合

報酬の支給元名	(従事期間: 平成 年 月 日～)
業務内容	
報酬の種類	(講演料や原稿料、謝金等)

この職は①②③④に該当するものであり、貴会特別研究員がこの職に就くことを承認いたします。

平成 年 月 日

受入研究者所属機関・部局・職 氏名 _____ 印 _____

(注) 受入研究者の署名・押印のある書類の原本は、特別研究員が保管してください。また、当該年度の研究報告書を提出する際に、この書類のコピーを提出してください。

旧（変更前）	新（変更後）	備考（制限緩和の趣旨等）
<p>(略)</p> <p>10. 採用期間中の海外渡航</p> <p>(略)</p> <p>(2) 通算渡航期間の上限について</p> <p>通算渡航期間の上限は、特別研究員-SPDは採用期間の2/3、特別研究員-PD・RPD・DCは採用期間（資格変更を行った場合は、資格変更前後の通算期間）の1/2です。但し、特別研究員-DCの「①研究指導の委託の場合」及び「②国際連携専攻履修の場合」による渡航期間は、通算渡航期間から除外されます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>10. 採用期間中の海外渡航</p> <p>(略)</p> <p>(2) 通算渡航期間の上限について</p> <p>通算渡航期間の上限は、採用期間（特別研究員-DCが資格変更を行った場合は、資格変更前後の通算期間）の2/3です。但し、特別研究員-DCの「①研究指導の委託の場合」及び「②国際連携専攻履修の場合」による渡航期間は、通算渡航期間から除外されます。</p> <p>(略)</p>	<p>平成29年度に実施しました、「特別研究員の海外渡航状況に関するアンケート」の結果等を踏まえ、これまで特別研究員-SPDは採用期間の2/3、特別研究員-PD・RPD・DCは採用期間（資格変更を行った場合は、資格変更前後の通算期間）の1/2までとしていましたが、全ての特別研究員について採用期間の2/3まで認めることとしました。</p>

※アンダーライン・・・変更箇所

旧 (変更前)	新 (変更後)	備考 (制限緩和の趣旨等)
<p>(略)</p> <p>14. インターンシップ参加への取扱い 特別研究員-DCを対象とする雇用契約に基づくインターンシップへの参加は以下に該当する場合に限り可能です。 なお、インターンシップ参加を予定している場合、参加の40日前までに本会に連絡の上、本会からの許可を受けるようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>① インターンシップの内容が、特別研究員の研究計画の実施に資する研究トレーニングとなるものであること ② 当該インターンシップが①に該当し、研究者養成の観点から当該インターンシップへの参加が適切であるものとして、所属する大学の長又は部局の長が参加を許可したものであること ③ 参加期間は、原則として各年度(4月から翌年3月まで)3ヶ月以内とし、採用期間中において通算して6ヶ月以内であること</p> <p>(1) 特別研究員の義務等 インターンシップ参加中であっても、特別研究員としての研究計画に基づく研究専念義務があり、特別研究員遵守事項が免除されるものではありません。 研究報告書についても、提出義務がありますのでご注意ください。</p> <p>(2) 研究奨励金の取扱い 当該インターンシップに参加する場合、雇用契約に基づいて契約先から報酬が支払われるため、雇用契約日数に応じ次のとおり研究奨励金の調整を行います。 ・当該月中のうち雇用契約日数が15日以下：当該月分の2分の1を支給しない ・当該月中のうち雇用契約日数が16日以上：当該月分の全額を支給しない</p> <p>(3) 手続き 「特別研究員インターンシップ参加願(様式14)」に必要事項を記載し、以下の書類を添付の上、インターンシップ参加予定日の1ヶ月前までに受入研究機関の事務局を経由して本会まで提出してください。 ① 雇用契約書の写し又はこれに相当する書類(インターンシップ先名称、インターンシップ参加期間、雇用契約期間が分かるもの) ② 所属する大学の長又は部局の長による参加を許可した書類(様式任意) ③ インターンシップ参加計画書<様式14 別添></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>14. インターンシップ参加への取扱い 特別研究員-DCを対象とする雇用契約に基づくインターンシップへの参加は以下に該当する場合に限り可能です。 なお、インターンシップ参加を予定している場合、必ず事前に本会まで電話連絡の上、インターンシップ参加予定日の1ヶ月前までに手続き書類を提出してください。</p> <p>(略)</p> <p>① インターンシップの内容が、特別研究員の研究課題の遂行に資する研究トレーニングとなるものであり、かつ、研究課題の遂行に支障が生じないものであること ② 当該インターンシップが①に該当し、研究者養成の観点から当該インターンシップへの参加が適切であるものとして、所属する大学の長及び受入研究者が参加を承諾したものであること ③ 参加期間は、原則として採用期間中において通算して6ヶ月以内であること</p> <p>(1) 特別研究員の義務等 インターンシップ参加中であっても、特別研究員としての研究計画に基づく研究専念義務があり、特別研究員遵守事項が免除されるものではありません。特別研究員としての本来の研究に支障が出ているのではないかと いう疑念を持たれないよう注意してください。 研究報告書についても、提出義務がありますのでご注意ください。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 手続き 「特別研究員インターンシップ参加願(様式14)」に必要事項を記載し、以下の書類を添付の上、インターンシップ参加予定日の1ヶ月前までに受入研究機関の事務局を経由して本会まで提出してください。 ① インターンシップ参加計画書<様式14 別添> ② 雇用契約書の写し又はこれに相当する書類(インターンシップ先名称、インターンシップ参加期間、雇用契約期間が分かるもの)</p> <p>(略)</p>	<p>インターンシップは、研究者として多様な経験を積む機会であることや、今回報酬受給制限を緩和したことに伴い、インターンシップの参加要件についても緩和することとしました。</p> <p>これまで、インターンシップに参加する場合、所属する大学の長等の許可が必要でしたが、承諾があればよいこととします。これに伴い、「所属する大学の長又は部局の長による参加を許可した書類(様式任意)」を提出不要とします。</p> <p>また、参加期間の上限について、各年度3ヶ月以内という制限を廃止します。</p> <p>更に、インターンシップ参加期間について、研究奨励金の調整(減額)を行っていましたが、これを廃止します。</p> <p>本会へは必ず事前に電話連絡の上、1ヶ月前までに手続き書類を提出するようにしてください。</p>